

# 令和3年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会



## 公益社団法人全国市有物件災害共済会

### 令和3年度通常理事会議事録

- 1 日 時 令和3年5月24日（月）午前10時45分～11時53分
- 2 場 所 川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎18階第1会議室、各理事市市役所副市長室等

Web会議システム（ZOOM）を利用し、各理事間を音声と画像の伝達を行う方法で開催した。

なお、Web会議システムについて、各会場間で音声及び映像が双方向で伝わる環境となっていることを、事務局が理事会開始の直前に確認した。

- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 19名 定足数 10名
- 4 出席理事 14名（以下、敬称略）

相川一郎、赤岡昌弘、伊東恵美子、加藤昭彦、金井慎一郎、小金井勉（常務理事）、清水寿夫、鈴木清、鈴木章一郎、鈴木達也、高橋徹（理事長職務代理者）、中澤慎二、福田紀彦（理事長）、藤本章（五十音順）

- 5 欠席理事 5名
- 今本雅祥、小池信之、田尻充、中村英一、町田隆敏（五十音順）

- 6 出席監事 監事現在数 2名
- 石川哲治、遠藤幸子（五十音順）

- 7 議題

#### 【決議事項】

- 議案第1号 令和2年度事業報告について
- 議案第2号 令和2年度決算について
- 議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
- 議案第4号 建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第5号 総会において選任される理事候補者の決定について
- 議案第6号 地区協議会会長の選任について
- 議案第7号 業務方法書第12条第3項に定める有資格者の選任（再任）について
- 議案第8号 総会の日時・場所・目的である事項等の決定について

#### 【報告事項】

報告第1号 相互救済事業の見直しの検討状況について

報告第2号 理事の退任について

報告第3号 代表理事の職務執行の状況について

報告第4号 理事長の利益相反取引に係る重要事項について

報告第5号 新規入会について

報告第6号 令和2年度助成金対象事業における各団体の実施状況について

## 8 議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の定足数を満たしていることを事務局に確認した。

### (2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、小金井勉常務理事（以下「小金井常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

## 【決議事項】

ア 議案第1号「令和2年度事業報告について」

議案第2号「令和2年度決算について」

議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

まず、議案第1号、令和2年度事業報告について、会員市数が前年度に比べて1市増加し、791市となったことを報告したうえで、次のとおり説明を行った。

### (ア) 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業

建物総合損害共済については、契約件数32万4,617件、分担金額は68億6,423万1千円に対し、共済支払件数は5,071件、共済金支払金額は87億5,912万2千円となった。対前年度比では、分担金額は102.1%の微増に対して、共済金支払金額は、125.3%と大幅な増となった。この結果、損害率は、127.6%と

なった。この主たる要因は、平成30年度及び令和元年度の豪雨、台風など自然災害によるが、近年増加している「ごみ処理施設」の大規模火災に対する共済金も影響している。

自動車損害共済については、契約台数20万4,483台、分担金32億5,219万円で、これに対する共済金支払件数13,784件、共済金金額は、23億4,333万9千円となった。対前年度比では、分担金額の微増に対し、共済金は、件数、金額ともに減少している。その結果、損害率は72.1%と、前年度実績に対し15.6ポイントの改善となった。これは、前年度の自然災害による水災被害が極端に多かったため、この比較をもって、直ちに改善したと評価できるものではないと考えている。

(イ) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

建物共済のうち「ごみ処理施設」については、一度災害が発生すると甚大な被害となるほか、その稼働停止は市民生活に大きな影響を与えるため、当年度においても、事故のあった施設を訪問し、円滑な復旧や再発防止のための支援等に取り組んだ。また、自動車損害共済に関連して、委託団体における事故防止活動に寄与するための取組を行った。

(ウ) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

市等が実施する消防・防災施設整備事業等のための融資を目的としているが、令和2年度は、災害共済金の支払に備えるため融資総額を減額し、290団体に、47億8,360万円を融資した。

(エ) 防災専門図書館事業

新型コロナウイルス感染拡大の下、来館停止の措置を講じたため、来館者数は大幅に減少したが、蔵書等の充実、非来館者へのサービスを継続し、図書館の認知度を向上する取組を実施した。

(オ) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

都市防災の推進を図るため、「都市防災推進セミナー」、「防災フォーラム」のオンライン開催等の啓発活動を行った。

また、全国的観点で実施される「防災・危機管理に関する政策の企

画立案」等の事業に対する協助金を交付した。

(カ) 日本都市センター会館事業

会館事業のうちホテル部門について、本会の収益事業の柱として運営に努めているところではあるが、令和2年度は、コロナ感染拡大の影響を直接受け、収益が大幅に落ち込んだ。

経常収益計から経常費用計を差引いた当期経常増減額は、7億5,472万9千円の減となり、ここから当期経常外増や法人税等を加減した当期一般正味財産増減額は、7億5,340万2千円の減、すなわち赤字となった。

(キ) 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

道路賠償責任保険の取扱業務及び自動車損害賠償責任保険の代理店業務について、手数料収入等の実績の説明を行った。

(ク) 総会及び理事会の開催について

令和2年度の総会及び理事会の開催状況について説明した。

(ケ) 内部統制システムの運用状況の概要について

令和2年度事業報告及び決算の監事監査については、「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」のとおりであること、また、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス施策の実施」、「内部監査及び実地監査フォロー」について説明した。

(コ) 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、所定の附属明細書は作成していない旨を説明した。

次に、議案第2号、令和2年度決算について、次のとおり説明を行った。

貸借対照表について、資産については、消防・防災施設整備事業等資金融資資産が令和3年2月の通常理事会でその一部を取崩す承認を受けて取崩しを行ったことにより、対前年度比48億円の減となった。また、負債については、令和2年度は、平成30年度及び令和元年度に発生した自然災害で支払備金として計上していたものについて、災害

共済金支払が多かったため、未払分が減少したことによって、対前年度比31億1,700万円の減となった。この結果、正味財産合計は、対前年度比7億3,747万3千円の減となった。

続いて、正味財産増減計算書について、法人全体の経常収益は、対前年度比13億8,003万4千円の増となった。これに対して、経常費用は、当年度は前年度のような甚大な自然災害が発生せず、支払備金繰入額の計上がなかったため、対前年度比99億541万8千円の大幅減となった。この結果、当期一般正味財産は、7億3,747万3千円の減となった。

次に、会計別の正味財産内訳について、次のとおり説明を行った。

相互救済事業を含む公益目的事業会計について、経常収益計は130億9,082万3千円、これに対して、経常費用計は130億9,682万3千円となった。これに経常外収益600万円を計上した結果、当期一般正味財産増減額は0円となり、公益法人に求められる収支相償が達成されていることとなる。

収益事業である会館事業について、当期一般正味財産は7億5,340万2千円の減少となった。この赤字となった要因は、新型コロナウイルスの影響によるものである。現時点でも緊急事態宣言が発出されている最中であり、今後も厳しい状況が続くことが見込まれるため、今後の会館事業のあり方について、専門家からの意見を伺いながら、事業の方向性を検討していく。また、もう一つの収益事業の保険手続事業について、当期一般正味財産は1,592万9千円の増加、すなわち黒字となった。

法人会計については、「業務方法書」第5条に基づき、共済基金分担金の一部を法人会計に充当したため、経常収益計と経常費用計が共に1億8,049万2千円となり、当期一般正味財産の増減はない。

議案第1号及び議案第2号の説明の後、公益法人認定法に基づき、内閣府に対し、事業報告、貸借対照表などの財務諸表等のほかに、「会員名簿」等を提出する必要があるため、これらを議案第1号及び議案

第2号の資料とすることを説明した。

続いて、議案第3号、支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について、通常理事会において選任した有資格者からの意見書に基づき、支払準備資産に関する規程に定める「リスクの範囲」を146億円と定めた旨の説明を行った。

議案第1号から第3号の説明の後、遠藤幸子監事から、事業報告及び決算については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している旨、及び理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録は、いずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

議案第2号について、次のとおり質疑応答が行われた。

相川一郎理事 「令和2、3年度と連続して赤字になることが見込まれる収益事業のあり方について検討する旨の説明があったが、会館事業は新しい生活様式を見据えた方向性を検証しながら、継続することが出来るかを含めて、新たな方策等について見極めていくとの趣旨でよろしいか。」

小金井常務理事 「収益事業の状況は、先ほど御説明させていただいたとおり、新型コロナウイルスの影響による宿泊客の減少や会議室、ホールのキャンセル等により、令和2年は約7億5千万円の大幅な赤字、令和3年度においても赤字が見込まれ、非常に厳しい状況にあると認識している。

しかし、収益事業は公益法人移行後、平成25年度から令和元年度まで7年連続で黒字を計上し、累計約25億円、年平均で約3.5億円の黒字を出しており、今回の急激な業績の悪化は、一時的な新型コロナの影響



響によるものであり、コロナが収束すれば、業績も徐々に回復し、黒字化できるものと見込んでいる。

しかしながら、コロナを起因とした社会環境の変化、テレワーク推進やリモート会議の普及、インバウンド客の減少など、コロナ前と後とでは会館事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後、ホテル事業の休止、ホテル運営の賃貸方式への変更、ホテルの売却等を含め、会館事業のあり方について、専門家からの意見を伺いながらその方向性を検討する。」

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「建物総合損害共済業務規程の一部を改正する規程の制定について」  
議案第4号について、次のとおり説明を行った。

建物総合損害共済の補償対象である雪災及び土砂災害について、風災・水災の取扱いに合わせることで、災害に対する補償の合理性を高める規定に改正するものである。

なお、歴史的な経緯として、自然災害を補償の対象とする制度を創設した際、風災・水災による災害の多い西日本との均衡を図るため、東日本で特有の災害とされた雪災も補償の対象とし、これらの自然災害が広域かつ甚大な災害をもたらすことで共済事業の健全性を損なう恐れがあったため、委託団体に対する「補償額に制限を設ける」制度とされた経緯がある。

その後、自然災害に対して損害額の100分の50を共済金として支払うものとしていたが、平成17年度に、「雪災」を「風水災」と切り分け、100分の100を補償する制度に変更している。これは、平成に入り、平成16年度まで、雪災による大きな災害が発生しなかったためだが、近年の雪災は、広域かつ甚大な被害をもたらしていることから、自然災害を補償する制度を創設した当初の趣旨に立ち帰り、風災・水災と等しく取り扱うことで、合理性を高める必要があると考えたものである。

土砂災害についても、平成17年4月に、雪災と併せて、損害額の100

分の100を補償する制度としている。

その結果、損害額の100分の50を補償する水災と区別せざるを得なくなったが、土砂災害の殆どは水災が原因のため、実務的に、この区別は困難である場合が少なくない。本来、共済の支払責任は、災害の原因により決められるべきであるため、「水災」と等しく取り扱うものとし、制度の合理化を図ろうとするものである。なお、施行期日は、令和4年4月1日とする。

審議の結果、議案第4号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

#### ウ 報告第1号「相互救済事業の見直しの検討状況について」

報告第1号について、次のとおり説明を行った。

近年の大規模な自然災害により、災害共済金の支払額は、令和元年度、令和2年度と連続して分担金収入を上回る結果となり、この傾向は、今後3年間は続くことが見込まれる。現行の建物総合損害共済の分担金基率では、災害共済金及び事業費を賄うことができない状態になっている。

直近の大規模災害を受けてお支払いした災害共済金の分担金に対する割合は、令和元年度で104%、令和2年度には128%となっている。平成30年度、令和元年度の甚大な災害により、委託団体の共済金請求に遅れが生じており、令和2年度決算においても、今年度以降に繰越された建物共済の支払備金が約226億円あり、この支払備金から令和3年度の共済金支払いを予測すると、分担金の152%とピークになり、令和5年度までは、共済金支出が分担金収入を上回る見込となっている。

建物共済は、現在の分担金収入67億円を100%として、建物共済金事業を営む上で必要となる事業費が15%を要しており、残り85%を共済金に充てることで事業を継続する仕組みとしている。これまでも、単年度で共済金が収支均衡ラインを上回ることもあったが、単年度の現象をもって分担金基率の改正は行わず、直近10年間の収支状況を見て、分担金基率の改正を行ってきた。

しかし、令和2年度の直近10年間の共済金の支出割合を見ると、令和2年度の直近10年の平均ではまだ収支状況は均衡しているが、今年度末から収支均衡ラインを超え、令和5年度には102%となり、その後、徐々に改

善していくが、令和10年度に至ってもなお、損益分岐点と言える収支均衡ラインに至らない、つまり、分担金で共済金等を賄うことができない状況が続くことになる。

令和5年度から分担金総額で10%収入増を見込んだシミュレーションを行った結果、令和10年度に至ってもまだ90%であり、収支均衡ラインに至らない状況となっている。また、このシミュレーションは、今年度以後、平成30年度、令和元年度のような大規模な災害が起きないことを前提として作成しており、十分な収支改善とは言えないが、現在の委託団体の財政事情を鑑みると、総額で10%の分担金収入増に留める計画としたものである。

具体的な計画としては、(1) 分担金基率改正の実施時期について、コロナ禍での委託団体の財政事情に配慮し、令和5年4月1日の実施とする。(2) 各団体の個々の負担増は約25%に抑える。(3) 分担金総額で10%の増を図る。但し、分担金総額の10%引き上げに当たり、団体によってはそれ以上の改正率となる場合があり、この分担金基率の激変を緩和するため、一般物件で約25%、住宅物件で約20%と、個々の団体の分担金の改正率に限度を設けてまいりたい。

なお、今回ご案内させていただいた内容は、6月以降、委託団体に対し丁寧に説明していきたい。また、今後のスケジュールについては、令和4年5月理事会で最終的な分担金基率表を上程し、令和5年4月に実施してまいりたいと考えている。

報告第1号について、次のとおり質疑応答が行われた。

相川一郎理事 「まず、ただ今御説明いただいた令和5～10年度にかけての負担率の改定は、暫定措置であるとの捉え方で良いか。次に、分担金基率の引上げに伴う、委託団体ごとの具体的な資料の準備をお願いできないか。また、5千万円を超えた額については全国共済として取扱うとの御説明を踏まえ、分担金基率は、将来的には地区ごとではなく、全国一律であるとの考え方が共済事業として自然ではないかと考えるが、現時点での見解について伺いたい。」

小金井常務理事 「まず、負担率の改定について、今回の10%増とする計画は、今後大規模な災害が起きないとの前提で計画したものであり、現時点での暫定措置と考えているが、平成30年、令和元年のような規模の災害が起これば、この分担金基率では足りず、再度、基率の改正をお諮りしなければならなくなるため、今回の改定は、相互救済事業の見直しの第一段階として捉えていただきたい。

また、委託団体に対しては、見直しの内容を各委託団体に送付させていただくとともに、協議会や説明会など、あらゆる機会を通じて、丁寧に説明を尽くしていきたいと考えている。なお、今年7月には、各団体毎の新しい分担金基率に基づく現時点で算定した負担増額等の資料を御案内する予定で準備を進めている。

最後に、建物共済については、人の生命・怪我に対する共済と異なり、毎年度、水災による甚大な被害が及ぶ地域と、滅多に被災することのない地域など、地域の特性によりリスクが異なっている実態からすれば、一律の分担金基率とすることについては、負担の公平性という観点から、意見が分かれるところである。

一方で、委託物件の件数、すなわち集団の規模が小さいと、分担金基率を算定する基礎となるリスクや共済金の支払額が大きく変動することがあるため、5千万円を超える共済金支出は「全国共済」として取扱い、地区別の分担金基率としながらも、なるべく負担に大きな格差が生じない仕組みとしているものである。

ただし、それでも地区別の分担金基率には格差が生じているのも事実であり、近年の災害が「全国区」になりつつあることを踏まえて、分担金基率の全国一律化の是非の検討を行う必要があるとともに、段階を踏んで地区別の格差

を是正することも必要と考えているところである。

相川一郎理事　　基率改正への取組みに大変ご苦勞されていることは良く理解した。引続きよろしく願っていたい。

エ 報告第2号「理事の退任について」

議案第5号「総会において選任される理事候補者の決定について」

今年度の定時総会では、本年3月末に退任した1名の理事及び6月に退任される予定の理事2名のほか、それ以前に退任した1名の理事を含めた4名の理事の後任を選任するため、地城市長会又は都道府県市長会からの推薦に基づき、3名の副市長及び1名の学識経験者を総会において選任される理事候補者として決定したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第5号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第6号「地区協議会会長の選任について」

九州地区協議会会長が次の総会で退任される予定のため、「地区協議会等の設置に関する規程」に基づき、後任として、福岡市から推薦の副市長を地区協議会会長として選任したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第6号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第7号「業務方法書第12条に定める有資格者の選任について」

議案第7号について、次のとおり説明を行った。

業務方法書において、相互救済事業の実施に当たり、損害に対するてん補総額は、通常の見積を超えて発生するリスクの範囲及び運営指標により計算した支払準備資産を限度とするものと定めている。

このリスクの範囲を定めるに当たっては、保険数理の専門家としての資格を有する者の意見に基づくものとされていることから、「EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社」を有資格者として選任することを提案する。

審議の結果、議案第7号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

キ 議案第8号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」

定款第13条第1項及び総会運営基準第2条の規定に基づき、次回の定時総会の日時、場所、目的である事項等について、理事会にて決議する

旨の説明を行った。

(ア) 日時 令和3年6月25日(金)午後2時から

(イ) 場所 日本都市センター会館5階「オリオン」

(ウ) 議題

a 報告第1号 令和2年度事業報告及び決算について

b 報告第2号 令和3年5月開催の通常理事会の決議内容について

c 議案第1号 理事の選任について

併せて、「書面による議決権行使」及び「代理人による議決権の行使」についても説明を行った。

審議の結果、議案第8号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

#### 【報告事項】

ア 報告第3号「代表理事の職務執行の状況について」

令和3年1月1日から同年4月30日までの代表理事3名の職務執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次の事項等について、それぞれ説明を行った。

(ア) 定款に基づく会議(理事会)の招集

(イ) 人事関連

(ウ) 本会規程の改正

(エ) 地区事務局長への事務の委任

(オ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額(1件1,000万円超)な災害共済金の支出決定

(カ) 職員の懲戒処分

イ 報告第4号「理事長の利益相反取引に係る重要事項について」

福田理事長が市長を務めている川崎市と本会との共済委託契約及び資金融資貸付について、利益相反取引となることから、理事会運営規程に基づき、取引の内容、金額等を報告し、他団体と同一の条件で契約を行っている旨を説明した。

ウ 報告第5号「新規入会について」

定款等に基づき入会を承認した1市について報告した。この入会で、全792市が本会の会員となった旨を説明した。

エ 報告第6号「令和2年度助成対象事業における各団体の実施状況について」

「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、助成規程に従い、令和2年度に助成を受けた各団体（5団体）の助成対象事業、交付額及び実施報告書について説明した。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午前11時53分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和3年5月24日

代表理事 福田紀彦 印

代表理事 高橋 徹 印

代表理事 小金井 勉 印

監 事 遠藤幸子 印

監 事 石川哲治 印